

## 【参考】現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについて

この表は、ケース毎に兼務可能なパターン例を示したものであり、実際に兼務を承認するかどうかは、現場条件により判断します。

### (1) 主任技術者の専任を要しない工事の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円未満	
現場代理人	A	A	※1, ※2
主任技術者	A	A	

### (2) 主任技術者の専任を要する工事を1件含む場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

### (3) 主任技術者の専任を要する工事2件の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円以上	4,500万円以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

⇒密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。(関連性のない工事の兼務は×)

### (4) 主任技術者の専任を要する工事3件の場合

	工事①	工事②	工事③	兼務要件
請負代金額	4,500万円以上	4,500万円以上	4,500万円以上	
現場代理人	A	A	B	※3
主任技術者	A	A	A	※4

⇒密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。(関連性のない工事の兼務は×)  
⇒工事③は、施工上問題が無い場合に限り兼務を認める。  
⇒現場代理人の兼務は2件までとする。

### 現場代理人・主任技術者の兼務要件について

#### ◆現場代理人の兼務要件：「5 現場代理人の兼務の取扱い」参照

※1 (1) 請負代金額4,500万円未満の災害復旧工事

※2 (6) 予定価格(税込)が**200万円**を超え、かつ請負代金額が4,500万円未満の工事の兼務

※3 (7) 請負代金額4,500万円以上の工事を含む工事で、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事(※4)の兼務

#### ◆主任技術者の兼務要件：「2(5) 専任の主任技術者の兼務について」参照

※4 密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所(工事現場の相互の間隔が10km程度)において施工する工事の兼務(建設業法施行令第27条第2項)

注1 随意契約により受注した場合、関連性のある隣接工事の場合、工場製作期間中における同一工場の扱い等の詳細については、上表と異なる取扱いとなることに留意してください。なお、詳細については「現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて」を参照してください。

注2 建築一式工事に係る主任技術者にあつては、上表中の「4,500万円」を「9,000万円」と読み替えてください。

注3 一つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円))は適用できません。